

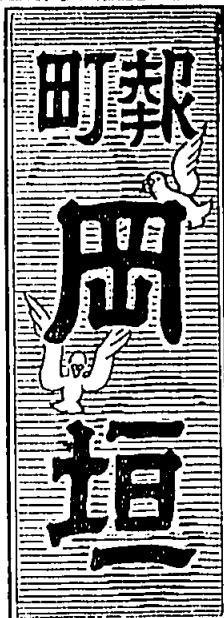
年頭にあたり

岡垣町長 深田順一

昭和四十八年の新春おめでとうございます。

顧みますと昨年は、地方自治の本旨に則り着々と事業を実施してきましたが、芦屋対地射爆撃場をめぐる問題等で、私病魔に倒れ、町民の方に大変迷惑をかけ申し訳ありません。

バイパスの問題、都市計画の問題、産業問題、教育関係問題、水道問題等、住民福祉の問題は山積しています。今後一層職員を督励し、議会と提携し、岡垣の行政に邁進したいと思います。町民各位の絶大な御協力をお願い申し上げ、年頭の挨拶と致します。



所役者 田 順一
行町任 岡垣町長
発 堀 貴 長
岡垣町

○ とどいたら、まず、とじましよう ○



第一回岡垣町都市

計画審議会開催

かねてより設立に着手しております。
ました岡垣町都市計画審議会が、
去る十月三十日に発足しました。

この都市計画審議会の目的は、
無秩序な宅地開発や、人口増加の
反面、都市施設整備（道路、公園
下水道の立運が、日照、衛生
交通問題等を提起しており、又農

林業サイドにおいても、水田や山
林の荒廃が著しく、非常に行きづ
ました町を形成しているのが現状
です。そこでこれらの諸問題をふ
まえ将来を展望した町づくりを進
めるのが都市計画審議会です。

都市計画審議会は、住民のみな
さんの意見を十分に反映するよう
に、町議会より五名、学識経験者
六名、町職員二名で構成されてお
ります。

氏名は次のとおり、尚○印は会
長○印は副会長です。
◎石松清 学識経験者
○田代栄一
木原善次 議会議員
川原清彦
勢屋康一
刀根又次
石田輝男
野田喜六 学識経験者
岩崎政志
長谷川勝

大原洋一　〃
小早川院　阿誠

「町上水道の経営事情」

本町の上水道につきましては、昭和三十六年に簡易水道として当時六〇戸の給水戸数は、現在では、約二億八千万円の経費を投じて第一次、乃至第二次の擴張工事を実施し、現在では三四五三戸（昭和四十七年度十一月末日現在）と給水利用者は年々増加をみ、なお各地に開地等が造成され、今後益々利用者は、増加の一途を辿るものと思われます。

一方水道料金におきましては、昭和四十四年度以降一戸当たり四〇円の料金を持続してきたのであります。しかし、企業債の元利金の返還、維持管理費の増加等により、昭和

四十六年度決算においては、一般会計からの繰入額四六九万円を受支の合計赤字は、一千三百三十八万円の赤字となっております。

現在公共料金の引上げが、全国的に均値問題の一環として、種々その抑制について論議されていますが、企業の健全なる発展については、水道料金の引き上げについてもやむを得ない現状であり、近々議会において審議をしていただきたいと考えております。給水利用者の御理解と、御協力をお願いする次第です。

年金時代スタート

昨今、高度経済成長により生じたひすみへの反省から、福祉優先政策がクローズアップされてきました。

いわく老人医療の無料化、難病奇病対策、児童手当の実施など、しかし豊富な福祉政策のなかでも老後の所得保障といふ年金問題で七十年代は年金の時代といわれています。

今年わが国の平均寿命は男性七十才女性七十五才と西洋諸国においては、また人口の高齢化は他国に類をみないスピードで進んでいます。

この制度を通算年金制度といいますがこれによってすべての人がなんらかの年金をうけることがでいるようになっています。

福岡県の国民年金の加入の状況は次のとおりです。

恩給法及び遺族援護法一部改正

昭和20年8月8日に公務員として在職していた者はその外國職員の期間を公務員の在職年に通算することとなつた。（昭和10月から）

昭和20年8月8日前に外國政府職員等の外國特殊法人外國特殊機関職員から引き継ぎ公務員となつて

鈴木 平 〃

さてわが国には国民年金、厚生年金、共済組合等八つの公的年金制度（公に実施されている年金制度）がありすべての国民は職業によつてあるいは年令によつて必ず誰かの年金に加入することになります。

このうち最も多くの人が加入しているのが国民年金制度で約二千四百万人の人が加入し厚生年金と並んでわが国民年金制度の二支柱となっています。

この人達は歳をとっても年金が支給対象範囲が昭和48年4月1日から拡大されます。

児童手当の支給対象範囲が拡大されます

ご存じでしょうか？児童手当の制度は職業によってきまります。

したがって退職したり、転職したりしますと、一つの制度だけでは将来年金をうける必要な期間をみたせないことになります。

そこで、このような転々と年金制度を変った期間をつなぎ合わせて、一定の期間になれば、それぞれの制度から年金を支給することになつています。

この制度を通算年金制度といますがこれによってすべての人がなんらかの年金をうけることがでいるようになっています。

福岡県の国民年金の加入の状況は次のとおりです。

児童にも支給されることになります。該当者は二月末日までに役場から申出されます。

いままでは（昭和47年1月1日から）18才未満の児童が3人以上あつて、しかも三子目以降が5才未満（42年1月2日以後生れ）の児童を養育している受給資格者に第三子目から支給されていましたが、48年4月1日から第三子目が10才未満（38年4月2日以後生れ）のい。

強制加入者でまだ加入していない人六万人

以上のように福岡県で国民年金に当然加入しなければならない人で未加入の人は六万人もいます。

この人達は歳をとっても年金が支給対象範囲が昭和48年4月1日から拡大されます。

この人達は歳をとっても年金が支給対象範囲が昭和48年4月1日から拡大されます。

この人達は歳をとっても年金が支給対象範囲が昭和48年4月1日から拡大されます。

住民課

日本赤十字社の救護員期間の通算制限の徹底。

日本赤十字社の救護員の在職期間はその職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給最短年限に達していってもその全期間を通算することとなつた。(昭和47年10月から)

遺族援護法関係
つきの1号から3号までに該当する傷病者に障害年金を死亡者の遺族給付金、遺族年金、及び弔慰金を、又公務傷病の併発傷病による障害者に障害年金を死亡者の遺族に遺族一時金が支給される。4号の遺族には弔慰金を5号の傷病者に障害年金がそれぞれ支給される(昭和47年10月から)。

1、もとの陸海軍部内の有級軍属自衛隊員が昭12、7、7から16、12、7までの間に本邦等で公務傷病にかかりこれによる障

特別弔慰金の請求を

次のような方は3万円(10年均等優遇)の特別弔慰金が支給されます。役場民生課へ申出下さい。

1、昭和40年4月1日までに弔慰金の受給権があり昭和40年4月1日から昭和47年3月31日までの間に公務扶助料、遺族年金等が失権し47年4月1日に他に公務扶助料遺族年金等が失権し47年4月1日以降に他に公務扶助料、遺族年金等を

害又は死亡した場合。

2、満鉄軍属等及び日本赤十字社の救護員の在職期間はその職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給最短年限に達していってもその全期間を通算することとなつた。(昭和47年10月から)

遺族援護法関係
3、満州開拓青年義勇隊員が昭14年2月から昭16、12、7までの間に満州において公務傷病にかかりこれによる障害又は死亡した場合、

4、文官が本邦等(連戦地、準事変地、新事変地)で昭12、7、7から昭16、12、7までの間に公務傷病にかかりこれにより死亡した場合。

5、軍人(準軍人)が日韓事変間の勤務関連により傷病にかかりた場合は、詳細については役場民生課へお問い合わせ下さい。

3、昭和40年4月2日から47年4月1日までに弔慰金の受給権のみがあつた戦没者の遺族。

注、弔慰金の受給権のある者とは次のような方です。

戦没者の配偶者(遺族以外の者と子、父母、孫(遺族以外の者の養子となつた者を除く)、祖父母、兄弟姉妹(遺族以外の者の養子となつた者を除く)等で弔慰金の裁定を受けた者)。

婚姻又は養子となつた者を除く)の保育所に入所できる児童は国の措置基準によつてきめられていますので主旨を充分御理解の上申請書の提出をお願いいたします。

なお、申請書提出の際は必ず保護者が持参して下さい。

3、昭和40年4月2日から47年4月1日までに弔慰金の受給権のみがあつた戦没者の遺族。

注、弔慰金の受給権のある者とは次のような方です。

戦没者の配偶者(遺族以外の者と子、父母、孫(遺族以外の者の養子となつた者を除く)、祖父母、兄弟姉妹(遺族以外の者の養子となつた者を除く)等で弔慰金の裁定を受けた者)。

(措置基準)

(1)家庭外の労働

児童の母親が、昼間家庭の外で仕事することが普通で、児童の保育が出来ない場合。

(2)家庭内の労働

児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて、日常の家事以外の仕事をすることが普通で、児童の保育が出来ない場合。

(3)母親のいない家庭

母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により母親がいない場合。

(4)母親の出産等。

母親が出産の前後であつて児童の保育が出来ない場合。

(5)病人の看護等。

その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人があるため、母親がいつもその看護にあたるため、児童の保育ができない場合。

(6)家庭の災害。

火災や風水害、地震などの不幸があり、その家を失つたり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

岡垣町保育所入所受付

昭和四十八年度岡垣町保育所の入所受付を左記要領で行ないます

一、入所申込先

岡垣町役場民生課

二、入所人員

100名

三、提出書類

イ、保育所入所申請書
ロ、源泉徴収票又は勤務証明
ハ、内職證明(内職の斡旋先から)
カ、内職證明(内職の斡旋先から)

施先のない場合は地区民生委員の証明

明

入所申請用紙は民生

課、保育所、東部出

張所に用意しております。

四、受付期間

一月十日から二月五日まで。

ただし右受付期間は四月一日より入所希望の

児童だけで、その後の

入所については年中受付しています。

五、児童の年令、一年

三ヶ月より



※保育所に入所できる児童は以上のいずれかの事情にある家庭の場合に限られ、(中)から(中)までの

場合においてもその家庭の母親以外の人が児童の保育にあたることができる場合は除かれます

社会福祉協議会へ香典返しとして寄附

- | | | |
|---------------|-----|---------------|
| 一、吉本区故清初子殿 | 37才 | 廣渡利秋殿より |
| 昭和47年11月4日死亡 | | |
| 清家忠志殿より | | |
| 一、橋会故小南ウラ殿 | 92才 | 昭和47年12月2日死亡 |
| 昭和47年11月16日死亡 | | 加藤一敏殿より |
| 一、元松原区故廣渡伊八殿 | 85才 | 一、海老津区故木原ヒサ殿 |
| 昭和47年11月26日死亡 | | 昭和47年11月27日死亡 |
| 廣渡利秋殿より | | 木原利幸殿より |
| | | |

老人クラブへ香典返しとして寄附

- | | | |
|---------------|-----|---------------|
| 一、元松原区故廣渡伊八殿 | 85才 | 一、海老津区故木原ヒサ殿 |
| 昭和47年11月26日死亡 | | 昭和47年11月27日死亡 |
| 廣渡利秋殿より | | 木原利幸殿より |
| | | |

岡中職員(有志)作品展

- | | | |
|--------------------------------|--------|-----------------|
| 百助、石田孫十郎氏 | (二十三才) | クラブから新しく植えてもらつた |
|)より中央公民館花壇にフェニックスを寄附して頂きました。4H | | 葉ボタンとマッチして中央公民館 |
| | | の前景を落ち着かせてています。 |
| | | |

フェニックス寄附

作品 絵画、彫刻、書道、拓本
文芸、写真、映画、手芸
生花等

第二期剣道教室生募集

健全な青少年育成の一環として本年四月から岡垣町にて開催しております。

第二期生募集中

対象者

小学校四年以上(昭和四十八年四月になる人も可)

男女不問

入室式

四十八年三月(日時未定)

費用

一ヶ月八〇〇円(竹刀防具は各自負担(二万円程度))

剣道教室を開催しております。

明るい人間形成を目指す。

第一期生募集中

みんながんばつて

います。

第一期生募集中

定員が切りのさいに、参加

したいという声がありまし

たので第二期生を募集しま

す。

第三期切、定員三十名なり次第

切

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

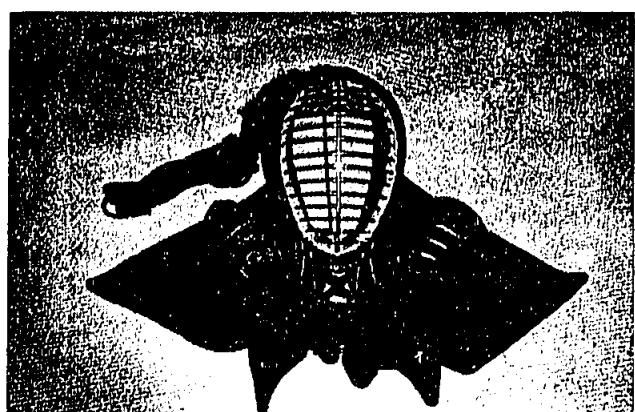
、

、

、

、

、



二、場所 岡垣中学校体育館

吉木糠塚の十六連勝をばばむ

十二月十七日の日曜日、十時の時報を合図に第二十二回公民館抗旗伝出発。

今年は糠塚三チーム、吉木二チームの二区だけが参加。各区の奮起を強く要望する。

合同練習はできなかつたが、自らトレーニングをやり、前日はホルモン理料を食べ、精力をつけて大会に臨む。

当日はぬきつぬかれたの大接戦をやり、十五年間にどこも征破し

きらなかつた糠塚を破る。

結果は次のとおり、

一、県伝全コース 二〇、四四
優勝 吉木A 七三分一八秒

二位 糠塚A 七三分四六秒

三位 糠塚B 七八分三一秒

四位 吉木B 八三分〇六秒

五位 糠塚C 九〇分〇六秒

区間賞

一区 吉木 関 博康

二区 糠塚 野田 柳敏

三区 糠塚 入江 政信

四区 吉木 四司 秀文



内浦海藏寺の馬頭観音

山を中心とする觀音淨土の信仰がおこり、熱心のあまりインド半島の南端にあると伝えられている「ふだらく淨土」に船出する、涙ぐましい信者もいた。またその頃、花山法皇によって始められた三千三所の巡礼は庶民的風習となつて今に伝えられている。

十一面観音

觀音の誓願の一つに、衆生を救うには衆生の形を示して救うとあります。この誓願にもとづいて三十三觀音、六觀音などの変化身が、画や彫刻された。

十一面觀音は六觀音の一つで、

日本での十一面觀音の信仰は、法隆寺の壁画に描かれている点からみても早くから行われていた。

小面の配列は一段のもの、二段のもの、三段のものなどあり、持物は蓮華、水瓶、念珠、施無畏印を、四本臂にもつか、二つずつ組み合わせて二本に持つ像が多い。

正しくは千手千眼觀自在菩薩で

十一の顔と千手をもち、しかも千手の中に各一眼もっている。造像的には四十手四十眼を原則とするが、一手が二十五の迷界を救うと計算されるので、千手千眼となるわけ。仏教に理解の乏しい人から見れば、化け物のように見えるがこれは全知全能のシンボルであり同時に限りない衆生への救いの表現にはかならない。

馬頭観音

觀音といえば、ふくよかな微笑をたたえた母性的な仏として親しまれているのに、この觀音は大力持明王、馬頭金剛明王などもいわれ、力による救いを誓願としているので、忿怒の表現をとり、敵を威伏するはげしい力を象徴している。

本来は転輪聖王の宝馬が、世界中を縦横無尽にかけめぐるようにならぬ魔障をうち破り、大悲の木

變化觀音としては最初の觀音で、本面の上に十または十一の小面をもつ。

十一面のうち前三面は慈悲の相、左三面は怒りの相、右三面は狗牙の相、後一面は仏像ではきわめて珍らしい大笑いの相で、頂上には正法明如来を奉じている。

不空羈索觀音（ふくうけん）
網とは魚や獸を捕る網で、索とは魚を釣るつり糸のことです。大慈大悲の網索をもって、苦海にただよう凡夫、衆生を悉く救済する觀音。

鹿皮衣觀音ともいいう。いつも鹿皮の衣を着ているので、如意寶珠（悪を去るふしきな玉）をもつて願いをかなえる觀音。

千手観音

准胝觀音（じゆんてい）

准胝とは清淨という意味で、准胝法を行なう者は淨穢をそらばず出家と在家を問わず、酒を飲み肉をくらひ、妻子をもつものも法によつて願いを成就できるという。七億の仏の母ともいいう。

六觀音

天台宗では聖、千手、馬頭、十真言宗では不空羈索觀音を、准胝觀音を加えて六觀音といふことがある。

沖縄講和前の被害者

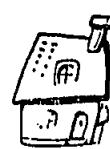
見舞金支給

これらを全部合わせて七觀音といふことがある。

X X X

この外法華經普門品に説く、觀音の变化身をもとに三十三觀音もある。

公民館



北九州市小倉区田町二十九八
申請期限は昭和四八年五月十四日までです。
い合せ下さい。

不空羈索觀音（ふくうけん）

願を果す威力のある觀音という意

福智山登山会員募集

再々叶画したが、雨天や日曜以外で延期した福智山登山を、三月二十五日の日曜日に実施します。

貸切バス使用ですから先着順五十名で締め切ります。会費は五百円ですが、詳細は事前に個人に通知希望者は公民館に申し込みのこと